

労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286

FAX：0798-34-2888

URL：http://www.nishi.or.jp/

「病気になっても働きたい。」
そんな働く人の気持ちを応援したい。



治療と職業生活の 両立支援

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。今後、職場においても労働力の高齢化が見込まれる中、病気を抱えた従業員が、治療を受けながら働く場面に直面することが増えると考えられます。従業員が安心して治療を受けながら働き続けるために、会社として準備できることは何でしょうか。

治療と職業生活の両立支援の必要性

1. 治療技術の進歩により、「不知の病」は「長く付き合う病気」に。

現在、日本人の2人に1人が、生涯のうちに一度はがんになると言われています。生存率が大幅にアップしていることから、がんは「長く付き合う病気」になってきたと言えます。

2. 今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代。

仕事をもちながらがんで通院している人の数は、現在推計32.5万人。がんは必ずしもすぐに離職しなければならない病気ではなくなりつつあります。今後、高齢になっても働く人の数が増えることに伴い、病気を抱えながら働く労働者の増加も見込まれています。

3. 患者にとって、仕事は生きがいでもあります。

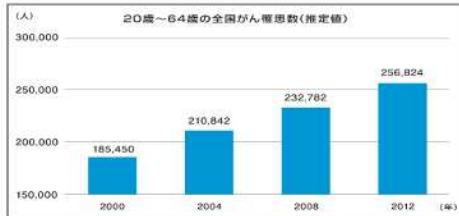
がんなどの病気を抱えながら仕事を続けたい人は、92.5%もいます。その理由は、家庭の生計を維持するためや、治療代のためはもちろん、働くことが自身の生きがいでもあるためなど様々。病気を抱える労働者のためにも、治療を続けながら働ける環境を作ることが必要です。

両立支援は事業者にとっても重要！

「治療と職業生活の両立支援」は、事業者にとってどんな意義があるのでしょうか。あなたの職場に当てはめて考えてみてください。

POINT 1

20～64歳の働く世代においても、がんと診断される人が増えています。今後、がんはますます働く世代の問題に。



2012年にがんと診断された全ての患者のうち、約3人に1人が20～64歳の働く世代です。

出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

POINT 2

治療と職業生活の両立を支援することは、労働者のみならず事業者にとっても、大きなメリットがあります。

事業者のメリット

- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

POINT 3

がんなどの病気になっても安心して働き続けられる職場をつくるために、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場の環境整備が大切です。

- ①事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- ②がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入 など

あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

両立支援の基本的な進め方



労働者や事業者からの申し出により、両立支援促進員が医療機関と連携し、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。

※「勤務情報」や「意見書」などの様式は産業保健総合支援センターで用意しています。

ご相談はお近くの産業保健総合支援センター・治療就労両立支援センターまで
〈各センターの一覧はこちら〉

労働者健康安全機構ホームページ

<http://www.johas.go.jp/>

〈電話でのお問い合わせ〉

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健課

Tel. 044-431-8660



事業主の皆さまへ ～ 西宮労働基準監督署からのお知らせ

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

厚生労働省では、過重労働防止、長時間労働対策に取り組んでいます。平成29年1月に労働時間の適正な把握のための新ガイドラインが策定されました。各事業場におかれましては、これに基づき一層の労働時間管理の徹底をお願いいたします。

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
 - (1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
 - (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製
使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

お問合せは、西宮労働基準監督署 へ TEL：0798-26-3733

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。また、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に、精神障害者が加わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※併せて、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

★★

雇用調整助成金を申請される事業主の方へ 不正受給が判明した場合は 公表を行っています!

雇用調整助成金は、景気の変動など経済上の理由により売上高等が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った場合、支払った休業手当等の一部を助成する制度です。この制度は多くの事業所に利用していただいておりますが、虚偽の支給申請を行うなど、一部に不正な受給もみられます。このため、都道府県労働局では、不正受給防止対策として、不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合は、ホームページ上で以下の内容を公表しています。

不正受給が判明した場合

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
 - ・ 事業所の名称、所在地、事業概要
 - ・ 支給決定取消日、不正受給金額
 - ・ 不正の内容
- を **公表** しています。

✗ 特に悪質な不正受給の場合は、捜査機関に対して
刑事告訴等を行うこともあります。

お問合せは、ハローワーク西宮へ TEL:0798-75-6711

2017年12月1日▶2018年4月30日

安全衛生教育促進運動

ストップ
STOP
労働災害

事業主の皆さん！

労働安全衛生法により

雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育などが義務づけられています。

正しい知識で職場を安全・健康に！

平成28年に前年を上回った休業4日以上死傷者数は、平成29年も減少傾向がみられず、増加の一途をたどる業種もあるなど、厳しい状況となっています。死亡災害が夏場に急増したことを受け、厚生労働省は平成29年9月に労働災害防止団体や関係事業者団体に対し、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請を行いました。

その中では、職場内の安全衛生活動の総点検の実施や事業場の安全管理体制の充実とともに、効果的な安全衛生教育の実施が求められています。

特に、**雇入れ時教育・職長等教育・作業内容変更時教育・特別教育**等の徹底や**就業制限業務に係る資格取得**は労働安全衛生法で**義務付け**られており、労働災害を防止するうえで大変重要です。

お問合せは、中央労働災害防止協会 へ

TEL：03-3452-6296 または「安全衛生教育促進運動」で検索

雇用保険の被保険者又は被保険者であった方へ

平成30年1月より雇用保険の教育訓練給付金について 適用対象期間延長が最大20年になります

雇用保険の教育訓練給付金に関する「適用対象期間延長」とは…

教育訓練給付金は、教育訓練の受講を開始した日（以下、「受講開始日」という。）において、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※）である方又は被保険者であった方（受講開始日において被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内である方）が教育訓練を受講開始し、修了等した場合に、支給されます。

上記、被保険者であった方のうち、離職日の翌日以降1年間のうちに、妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができない場合は、ハローワークに申請することにより、離職日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（以下、「適用対象期間」という。）を、その受講を開始できない日数分、延長することができます。

（※）被保険者とは、一般被保険者及び高齢被保険者をいいます。

適用対象期間延長の改正内容

- 適用対象期間については、受講を開始できない日数分、延長し、延長後の期間が4年を超える場合は、最大4年までしか延長できませんでしたが、平成30年1月1日より、最大20年まで延長が可能になります。
- なお、平成29年4月1日より、適用対象期間延長のハローワークへの申請は、妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができなくなった日の翌日以降、延長後の適用対象期間の最後の日までの間であれば、可能となっています。

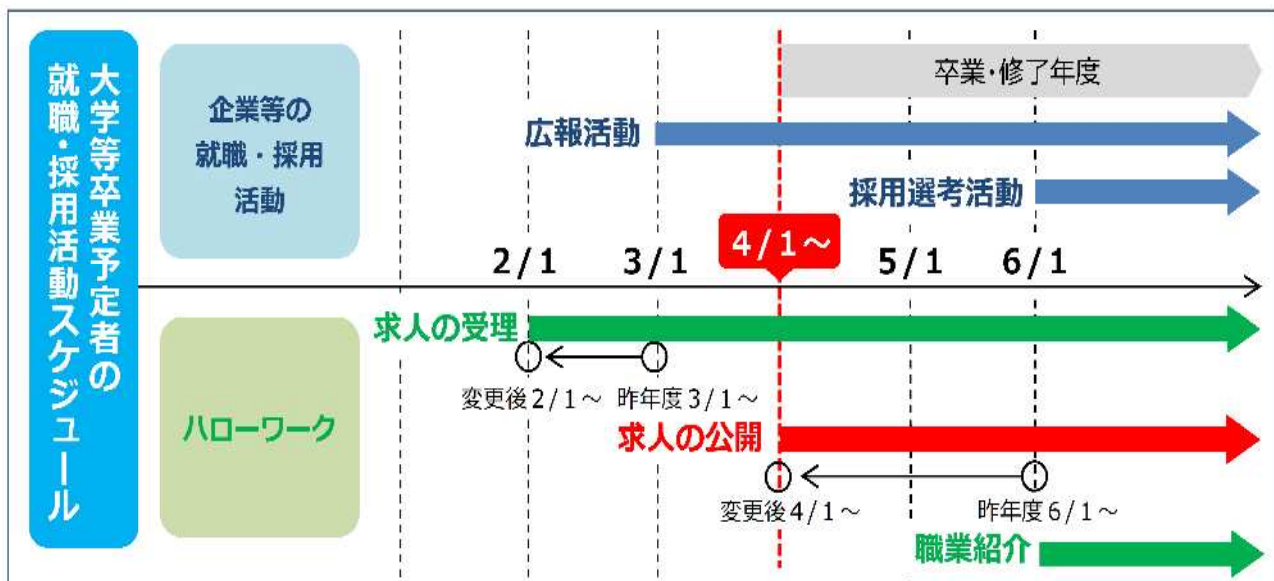
お問合せは、ハローワーク西宮 へ TEL：0798-75-6711

平成30年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は **4月1日**です！

※ 求人公開日が昨年度の6月1日から4月1日に変更となりました。

※ これに伴い、求人の受理が昨年度の3月1日から2月1日に変更されます。

大学、短期大学と高等専門学校の前年度（平成31年3月）卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールを踏まえ、ハローワークでの卒業・修了予定者（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）を対象とする求人の取扱いは、下図のとおりになります。



求人公開の時期を早めることで、学生の皆様は十分な業界研究を行うことが可能となるほか、企業の皆様も学生への広報活動を有効に行うことが可能となりますので、ぜひご活用ください。なお、求人公開後であっても5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。

「新卒応援ハローワーク」における就職支援について

新卒応援ハローワークでは、大学等卒業予定者や大学等の学校を卒業した方を対象に、各学校との連携の下、ジョブサポーター(※)によるきめ細かな支援など、様々なサービスを行っています。お気軽にご利用ください。

(※) 新卒者の就職支援を専門とする職業相談員。企業の人事労務管理経験者などを採用しています。

「新卒応援ハローワーク」の支援メニュー（ご利用はすべて無料です）

- 全国のネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
- 職業適性検査や求職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
- 担当者制の個別支援（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
- 臨床心理士による心理的サポート
- 求職者の希望を踏まえた個別求人の開拓 など

お問合せは、ハローワーク西宮 へ TEL：0798-75-6711

会議室の使用区分を見直します ～勤労会館・勤労青少年ホーム～

勤労会館（ホール除く）及び勤労青少年ホームでは、平成30年4月利用分から、使用区分の見直しを行います。従来の「午前・午後・夜間」の3区分から、「1時間30分ごと」の8区分とし、より利用者の皆様にご利用いただきやすいような使用区分に変更します。また、これに伴い、使用料金についても変更させていただきます。

平成30年4月1日 利用分から

【新しい使用区分】

(1) 9:00～10:30	
(2) 10:30～12:00	
(清 掃 時 間)	
(3) 12:30～14:00	
(4) 14:00～15:30	
(5) 15:30～17:00	
(清 掃 時 間)	
(6) 17:30～19:00	
(7) 19:00～20:30	
(8) 20:30～22:00	

平成30年3月31日利用分まで

【従来の使用区分】

(午前) 9:00～12:00
(午後) 12:30～17:00
(夜間) 17:30～22:00

- ※ 勤労青少年ホームの使用は、4月以降、日曜日から土曜日までの1週間に9区分までとします。
 ※ 勤労会館のホールの使用区分は、従来と同じく午前（9：00～12：00）、午後（13：00～17：00）、夜間（18：00～22：00）の3区分です。

《平成30年4月1日利用分からの1区分あたりの使用料》

【勤労会館】

会議室等名称	1区分あたりの使用料	
和室	550	(500)
第2会議室	600	(550)
第3会議室	400	(350)
第4会議室	250	(200)
第5会議室	350	(300)
第6会議室	350	(300)
第7会議室	400	(350)
第8会議室	1,450	(1,300)
第1会議室	250	(200)

【勤労青少年ホーム】

会議室等名称	1区分あたりの使用料	
和室A	250	(200)
和室B	250	(200)
会議室A	600	(550)
会議室B	300	(250)
器楽室A	600	(550)
器楽室B	500	(450)
小体育室	600	(550)
体育室	2,200	(1,950)

※ 市内一般利用の料金です（単位：円）。

※ 時間区分（3）～（8）の使用料については、平成30年（2018年）4月1日から平成31年（2019年）3月31日までの期間、（ ）内の金額となります。

お問合せは、勤労会館 へ TEL：0798-34-1662

勤労青少年ホーム《ぶらっとアイ》使用証の交付（更新）手続きのお知らせ

34歳以下の勤労者で、西宮市内に在住または在勤の方がぶらっとアイを利用される場合、「勤労青少年ホーム使用証」の交付を受けると利用料金が無料となります。（マイクなどの付帯設備は有料です。）

現在交付している勤労青少年ホーム使用証の有効期限は、平成30年3月31日です。

平成30年4月以降にぶらっとアイを使用される場合は、改めて「勤労青少年ホーム使用証」の交付手続きが必要となりますので、勤労青少年の要件に該当する方は、利用日までにぶらっとアイ西側の勤労会館1階事務室にて交付手続きを行ってください。

お問合せは、西宮市労政課 へ TEL：0798-35-5286

女性の活躍推進に向けての意識変革



少子高齢化、人口減少という過去に例をみない社会が到来しています。新しい社会の形を模索するうえで「多様性がもたらす活力」を基本とする取り組みが必要なのではないでしょうか。多様性社会を実現するための一つの視点が女性の活躍推進であると考えられ、これまでも様々な取り組みがなされてきました。政府は平成15年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」との目標を設定しましたが、現状を男女共同参画白書（平成29年版）からみてみましょう。

「国の政策・方針決定過程への女性の参画（国会議員に占める女性の割合）」については、平成29年12月現在、衆議院10.1%（44人）、参議院20.7%（50人）であり、目標を大きく下回る結果となりました。また、各国議会で作る列国議会同盟（IPU）が行った調査では、日本は193カ国中157位であり、世界平均23.5%と比べても低い水準にあります。

また、「企業における女性の参画（役員・管理職に占める女性の割合）」では、上場企業の役員に占める女性の割合は、長期的には上昇傾向にはありますが、平成28年は3.4%、また管理的職業従事者に占める女性の割合は13.0%であり、平均30%前後である諸外国と比べても低い水準にあります。

何故、日本では女性の管理職の登用が進んでいないのでしょうか。男女共同参画白書（平成26年版）によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対して、「賛成」44.6%「反対」49.4%であり、依然として半数近い人の『性別役割意識』が変わっていないことが挙げられます。また、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに課題となるものとして「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援や公的サービスが十分ではない」を理由に挙げる人が多く、環境要因による問題が解決されていないことも挙げられます。

このような環境要因を改善するためには、当事者とされている女性が主体的に変革することが有効であり、そのためには国会議員や役員など、決定権を持つ女性リーダーが必要であると考えられています。

女性の活躍による社会の変革は、女性だけに留まらず、あらゆる格差や差別に立ち向かう人たちにとっても大きな意味を持ち、女性の活躍を社会の変革の源として、社会全体の活性化に繋げることができるのではないのでしょうか。

●ウェブ図書コーナーからおすすめ図書



「育休世代」のジレンマ
女性活用はなぜ失敗するのか？」
中野円佳著（光分社新書）



「仕事と家族 日本はなぜ働きづらく、産みにくいのか」
筒井淳也著（中公新書）

西宮市男女共同参画センター ウェーブ 		女性のための相談室 □電話相談：0798-64-9499 / 月・木10:00～12:00・13:00～16:00 □面接相談：要予約 / 火・水・土10:00～16:30 □法律相談：要予約 / 第3金14:00～17:00 □チャレンジ相談：要予約 / 第2火10:00～12:00 / 第3水13:00～16:00 《予約：0798-64-9498》	
図書・資料コーナー □閲覧：開館時間 □貸出：月～土 10:00～17:15		ウェブ ■開館時間：1月4日～12月28日 9:00～22:00 ■受付時間：月～土9:00～17:15（祝日を除く） ■阪急西宮北口駅南出口から約100m 〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F TEL. 0798-64-9495 FAX. 0798-64-9496 http://www.nishi.or.jp/navi/ln_0009600000.html	